

# 福岡県肝疾患専門医療機関の指定について

## 1 福岡県における肝疾患診療体系について

福岡県では、肝疾患の医療水準の向上と肝炎対策の均てん化をより一層推進するため、肝疾患診療連携拠点病院（久留米大学病院）を中心に、肝疾患専門医療機関（67医療機関）や治療医療機関と連携し、肝疾患患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、肝疾患診療体制を構築し整備を図っている。

## 2 肝疾患専門医療機関の役割

- (1) 精密検査結果等に係る連絡調整及び県民等からの問い合わせに対応
- (2) 医療機関及び保健所における肝炎ウイルス検査で「肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された県民の精密検査結果を福岡県（政令市含む）が定めた様式を用いて、検査医療機関及び保健所等に報告
- (3) 福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業（初回精密検査及び定期検査の実施）への協力

## 3 指定基準

福岡県と契約している県内の治療医療機関のうち、次の機能（※）を全て満たすものとし、2次医療圏に1カ所以上の確保を目指す。

- (1) 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器学会の専門医等）による診断（活動期及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
  - (2) 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップできること。
  - (3) 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。
- (※) 平成29年3月31日付厚生労働省健康局長通知「肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について」により、専門医療機関として示されている条件。2次医療圏に少なくとも1カ所以上確保することが望ましいとされている。

## 4 指定要件

- (1) 施設内に、一般社団法人日本肝臓学会が認定した肝臓専門医が1名以上常勤している。（非常勤でも可。その場合、医療機関と専門医の連携・連絡が密にとれる体制であること。）
- (2) C型慢性肝炎・代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー療法の導入（初期導入）実績がある。
- (3) B型慢性肝炎に対するインターフェロン療法あるいはB型慢性肝炎・肝硬変に対する経口抗ウイルス薬の投与実績がある。

- (4) 毎月、継続的なウイルス性肝疾患の診療実績がある。
- (5) 画像検査等（腹部超音波・CT・MRI等）による肝硬変、及び肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能である。
- (6) 肝炎ウイルスによって引き起こされる肝外病変に対して、他診療科（内科全般、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科など）との連携ができる。
- (7) 救急対応が可能である。
- (8) 過去10年間にウイルス性肝疾患に関する研究事業報告（学会誌等の原著・症例・総説等、その他学会報告として抄録等による記録があるもの）が1つ以上あること。申請する施設名の入った研究報告とし、共同研究も可とする。
- (9) 医療機関における肝炎ウイルス無料検査の陽性者について県へ報告をする。
- (10) ウイルス性肝疾患の治療において、地域のかかりつけ医との紹介・逆紹介に努めている。

注記：2次医療圏に専門医療機関が確保できないときは、(1)～(10)に満たないことがあっても、他の医療機関から協力を得られる体制を確保することで肝炎診療ネットワークを構築することが可能であれば、その医療機関を指定することができる。

## 5 福岡県肝疾患専門医療機関の指定

平成31年4月1日～平成33年3月31日までの福岡県肝疾患専門医療機関として、67医療機関を指定した。